

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	(03)6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 一色 修志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー13階
【電話番号】	(03)6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 一色 修志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月25日開催の当社第68期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役10名選任の件（社外取締役2名含む）

取締役として、小川達哉、稲葉淳一、細野克宏、一色修志、小林克衛、井上邦博、石戸正典、北井暁夫、大浦俊夫および吉池達悦を選任する。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の処置を定めるものであります。
2. インターネットの普及を鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設し、それに伴い、現行定款第16条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件

議案	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案					
小川 達哉	291,691	32,692	-	89.9	可決
稲葉 淳一	304,139	20,245	-	93.7	可決
細野 克宏	304,135	20,249	-	93.7	可決
一色 修志	318,123	6,261	-	98.1	可決
小林 克衛	318,109	6,275	-	98.0	可決
井上 邦博	318,113	6,271	-	98.0	可決
石戸 正典	318,101	6,283	-	98.0	可決
北井 暁夫	304,131	20,253	-	93.7	可決
大浦 俊夫	308,564	15,820	-	95.1	可決
吉池 達悦	307,974	16,410	-	94.9	可決
第2号議案	324,308	136	-	100.0	可決

（注） 議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上